

電子申告に関する要望事項

平成 20 年 5 月 23 日

日本税理士会連合会 情報システム委員会

目次

【メッセージボックス、お知らせメール】

- 1．お知らせメールの登録
- 2．納税者のメッセージボックス情報の参照
- 3．メッセージボックスの情報量の増加
- 4．メッセージボックスの機能増加
- 5．添付書類の確認

【電子申告利用者に対する次年度の案内】

- 1．翌年度の情報提供

【電子証明書・電子署名】

- 1．電子証明書の更新手続きの簡素化

【利用者識別番号、開始届出書等】

- 1．変更等届出書の即時申請・即時通知
- 2．利用者識別番号を紛失した場合の取扱い

【税額控除】

- 1．恒久的な税額控除の創設

【確定申告書等作成コーナー】

- 1．確定申告書等作成コーナーからの印刷
- 2．納税者と税理士双方の電子署名

【添付書類の省略】

- 1．記載事項の記入方法
- 2．最終確認の仕組み

【入力文字等】

- 1．対応文字数、入力の字数の増加
- 2．税理士からの伝言標記

【受付サーバ、e-Tax ホームページ】

- 1．受付システムの増強
- 2．マニュアルの掲載

【eLTAX】

- 1．全市町村の参加
- 2．国税・地方税の受付サーバ共通化

【その他】

- 1．受付時間の拡大
- 2．ベンダーソフトの互換性
- 3．2次利用の拡大
- 4．エラーメッセージ

はじめに

平成 19 年度の e-Tax 利用率は約 17%を達成し、国が掲げている目標利用率である 3 %を大きく上回り、平成 20 年度の目標利用率である 8 %をも上回る結果となった。

この結果を出した原因として、各税理士会における会員への研修、サポート等の充実、開始届出書のオンライン申請による利用者識別番号等の即時取得の開始、税理士による代理送信の定着、来署型電子申告による所得税の大幅な利用件数の増加、電子証明書等特別控除の創設、民間のソフトベンダーのユーザー会員へのサポートの充実、等々が考えられる。

特に については、税理士会の最大限の努力により多くの税理士会員の意識を電子申告に向かわせることに成功したと考えられる。そのうえで、代理送信等の利便性の増加や税額控除のようなインセンティブが付加された結果、今回の大幅な利用率増加に繋がったものと考えられる。

しかし、国が掲げる平成 22 年度の目標は利用率 50%であり、現在はまだその途上にある。ここまで利用率を順調に伸ばしてきたが、今後さらに利用率を伸ばすことは今まで以上に困難であることが予想される。既に電子申告を行っている者は当然のことながら、まだ電子申告を行っていない者をどうやって掘り起こすかが重要になってくるものと思われる。

e-Tax は数年前に比較して格段に使い勝手が向上し整備されてきている。同時に e-Tax ホームページも改良され、多くの必要な情報が掲載されるようになった。

また、本会においても、関係機関へ改善要望を行い、国税庁との実務者協議の場で粘り強く改善点を訴えてきたところである。さらに「税理士のための電子申告 Q&A」を作成・公表する等、税理士会員が電子申告を行いやすい環境整備に努めてきた。

しかし、多くの未解決の課題も残っている。電子申告利用者に翌年度の「紙ベースの情報」が来ないことなどはその最たる例である。

電子申告は「電子政府」の確立という国策の中枢を担うオンライン手続きである。電子申告が普及しなければ電子政府も実現しないと言っても過言ではない。そのような中で、電子申告を行える者は本人若しくは税理士に限られていることから、税理士に課せられた使命、期待は我々が思っている以上に大きいものであることを自覚する必要がある。電子申告を通じて事務所業務の IT 化・合理化を目指すことは勿論のことだが、それによって税理士制度を守ること、電子政府へ貢献することに繋がっていることも忘れてはならない。

今回、実務家としての税理士及び利用者としての視点に立って要望事項の取りまとめを行った。「利用者視点に立ったシステム整備、サービスの改善」とは、すなわち「利用者 = 人の満足度向上」であり、真の意味での「利便性」の実感であると考えられる。利用者が各種行政手続でオンラインの利用に関し、より多くの利便性を実感すれば、必然的により多くの手続をオンラインで利用するようになるはずであり、オンライン利用が促進される結果となる。今回の要望事項は利用者の立場からの意見であり、利用率 50%達成のためにも e-Tax システムに反映されることを強く望むものである。

電子申告に関する要望事項

【メッセージボックス、お知らせメール】

1. 「お知らせ」メールについて、納税者宛のお知らせを税理士が確実に確認できるような仕組みを構築すること。

電子申告を行った場合、翌年の予定納税額の確認作業はメッセージボックスを確認する以外に手段がない。しかし、現行の仕組みでは必ずしも全ての税理士が納税者のメッセージボックスを確認しているとは限らない。また、家族で一つのメールアドレスを共用している場合や、パソコンを所有していないため税理士のメールアドレスを登録する場合などは、その後に届くお知らせメールのタイトルに納税者氏名が記載されていない(eLTAX は記載してある)ため、誰宛のお知らせなのか不明で運用上不便を感じている。

そこで、これらの解決策として、税理士関与の納税者の場合、初期登録の際に納税者のメールアドレスとは別に税理士のメールアドレスも併せて登録できるようにする、そのうえでメールのタイトルには納税者氏名を明記すること等の方策が効果的であると考えます。

2. 納税者を代理する税理士が、納税者のメッセージボックスの全情報を参照できる方策を確立すること。

現在、紙で申告を行った場合、翌年も申告書が郵送されてくるが、電子申告した場合には何も郵送されてこない。このことにより、納税者が申告を失念する可能性があるばかりでなく、申告・納税に対する意識を著しく低下させることに繋がっている。

税理士に依頼している納税者は、パソコンを持っている、持っていないに拘らず、自身でメッセージボックスにアクセスして内容確認をすることは殆ど行わない。このことは、電子申告を実践している多くの税理士会員からの意見徴収によって判明した事実である。

については、代理送信を依頼した納税者の同意を得ることを条件として、納税者のメッセージボックスに通知される全ての情報を代理送信する税理士のメッセージボックスにも通知すべきである。特に、所得税・法人税・消費税の各予定納税額の確認は税理士業務を行う上で当然の作業であり、電子申告において税理士が直接確認できるシステムとすることが必須である。

また、上記要望の実現が困難である場合は、後段の【電子申告次年度の案内】1で記載しているように、電子申告を行った者に対しても、翌年、申告時期等を明記したハガキ等を送付すべきである。

3. メッセージボックスの情報量を増やすこと。

現在、電子申告を行った納税者が得られる情報は、紙ベースで申告を行った場合と比較して少ない。紙ベースであれば当然に知り得る情報を電子申告においても可能とすることは言うまでもなく、電子申告普及の観点からすれば、電子申告を行う者に対して、より多くの情報(棚卸資産及び有価証券の評価方法、減価償却の方法、青色専従者給与の届出額等々) を積極的に提供すべきである。

については、現行のメッセージボックスでは予定納税額、中間申告(個人については振替金融機関) が確認可能だが、これらに追加して青色申告か否か、消費税における本則課税か簡易課税か、還付加算金の金額、個人における不動産登記事項の変更(毎年 11 月末までの分) 等を確認できるようにすべきである。

また、平成 19 年度に電子証明書等特別控除を受けた納税者に対して、メッセージボックスの通知にその事実を掲載すべきである。平成 20 年度分の地区相談会場等に来所する納税者が平成 19 年度分で特別控除を受けたか否かの判定に必要となる。

4. メッセージボックスに 削除機能、 受信通知を名称や日付等で検索可能とする機能、 受信通知の自動付番機能を付けること。

電子申告の件数の増加と比例して、メッセージボックス内の情報が非常に多くなり、整理が困難となってきた。

については、今後も電子申告を行っていくことを想定した場合、利用者の権限によって、メッセージボックス内で「1月決算法人」、「個人納税者」等のフォルダを適宜作成して、受信通知をメッセージボックス内の各々のフォルダに格納整理できるような仕組みが必要である。その際、任意で特定のフォルダへアクセスするためのパスワード設定ができるようにすると使い勝手が向上する。併せて、メッセージボックス内の不要となった情報について、利用者の権限で削除できる機能も追加すべきである。

5. 送信した申告書や添付書類の一覧を、メッセージボックスにおいて確認できるようにすること。

現在の受信通知の表示では、送信データの種類が個別に表示されないため、送信データの確認を簡単に行うことができない。そのため、送信後に申告書が送信されていなかったというケースも起こり得る。

については、データをダウンロードすることなく、受信通知のタイトルに「別表一(一) 別表四・・・貸借対照表・損益計算書・・・」出来れば所得税の申告における「送付書」のように一覧性ある形で納税者が送信した書類の確認が容易にできるようにすべきである。

【電子申告利用者に対する次年度の案内】

1. 電子申告を行った者に対して、翌年度の紙ベースの申告書の事前送付をやめるとしても、何らかの方法で納税者及び税理士への情報提供を行うこと。

現在、紙で申告を行えば、翌年も紙が送られてくるにも拘らず、電子申告した場合には何も申告書が送付されないため、所得税の予定納税額の有無、振替納税の有無が把握できない。

昨今、国税庁ホームページに膨大な税務情報が掲載されているが、全ての納税者が閲覧するわけではない。特に「申告書の書き方」は納税者の納税意識を高める手段として非常に効果的であったにも拘らず、電子申告を行った者には一切送られていない。このことは納税意識を高めようとする施策に逆行するものとなる。現行の方法は、電子申告を行わない者に対する紙での過大な情報提供に比較して不平等な施策であると言える。

また、青色申告会等の会員は、送付された申告書類等を下書き用として利用し、税理士の指導を受けているが、電子申告利用者に何も送付しなければ、自力作成を指導してきた施策に逆行することになる。この点について、早急な対応が必要と思われる。

については、電子申告を実施した納税者に対して、申告書の送付までは要しないものの、最低限、メッセージボックスの利用案内、申告期限の案内及び税理士関与の場合は担当税理士の指導を受ける旨を記載したハガキ等を送付すべきである。

【電子証明書、電子署名】

1. 税理士用電子証明書の更新手続きを簡素化すること。

本会電子認証局では、第一世代の税理士用電子証明書が平成 20 年 9 月末をもって有効期限を迎えることから、本年 4 月より第二世代の税理士用電子証明書を順次発行しているところである。そこで、今後、税理士会員は e-Tax システム上で電子証明書の更新登録を行う必要があるが、同一認証局から発行されている電子証明書である場合は、旧電子証明書がなくても、電子証明書の更新等に係る変更等届出書を改めて提出することなくオンラインで変更登録できるようにすべきである。既に、公的個人認証の電子証明書に限ってはそのような運用が行われている。また、eLTAX においても新電子証明書さえ手元があれば、オンラインで変更登録が可能となっていることから、e-Tax においても同様の仕組みとすべきである。

なお、参考までに商業登記電子証明書では、有効期限前に新しい電子証明書の取得が出来ない仕組みとなっているため、必ず紙による電子証明書の変更等届出書を提出する必要がある。したがって、この点においても公的個人認証の電子証明書と取扱いを同様とすべきである。

【利用者識別番号、開始届出書等】

1．税理士関与の場合に限り、変更等届出書についてもオンラインによる即時申請・即時通知を可能とすること。

開始届出書のオンライン申請による利用者識別番号、暗証番号の即時取得は非常に利便性が高く、業務を効率的に行うことが可能となった。しかし、変更等届出書についてはオンライン化されてはいるが、紙による通知が続けられている。

変更等届出書がオンライン化され即時申請・即時通知が可能となれば、利便性は格段に高まるばかりでなく、暗証番号を紛失した納税者が利用者識別番号を二重取得することの防止策にもなる。

2．利用者識別番号を紛失した場合の取扱いを明確にすること。

平成 19 年度の確定申告期においては、税務署にて多数の初回来署の納税者に対して利用者識別番号を即時発行したと思われるが、平成 20 年度以降の申告の際、その利用者識別番号を紛失している納税者が相当数現れることが予想される。

については、利用者識別番号を紛失している場合の再発行について、適切な対応が可能となるような統一的な方針を明確にすべきである。その際、納税者、税理士にとって過度な負担とならないよう簡便なものとする必要がある。

なお、初回来署の納税者に対して利用者識別番号が記載された申告書を送付するのであれば、この問題は解決することになる。

【税額控除】

1．電子政府の推進のために協力をした電子申告利用者に対して、恒久的な税額控除を創設すること。

電子証明書等特別控除の創設は、電子申告の利用率向上、公的個人認証サービスの電子証明書の取得率増加に一定の効果があったものと思われる。

しかし、平成 22 年度までに電子申告の利用率 50%達成を目指すためには、所得税において相応の金額の恒久的な電子申告控除を創設することは避けて通れないものと思われる。電子申告が普及すればするほど行政の効率化にも繋がり、電子申告控除の合理性を見出せるものと思われる。

については、例示として青色申告特別控除額の減額、生命保険料控除の廃止等を行ったうえで財源に充てること等の思い切った検討をしてでも実施することが適当と考える。

なお、電子申告控除を創設した際には、税理士の代理送信により、電子署名を省略している納税者も紙の申告書を提出していない以上、当然に控除対象とすべきである。

【確定申告書等作成コーナー】

1．電子申告する場合も印刷可能とすること。

「確定申告書等作成コーナー」を使用して作成した申告書を印刷することができないために、納税者に紙で渡すことができずに非常に不便であった。税務支援の現場でも同様のケースが起こっていた。誤って提出することを防止するために印刷できないような仕組みとしたためと推察されるが、印刷した際に「電子申告用のため、紙では提出できません」と印字されれば防止できると思われる。

2．「確定申告書等作成コーナー」で、納税者と税理士双方の電子署名ができるようにすること。

税理士の中には、人的、金銭的な理由から有償であるベンダーソフトを使用していない税理士も多い。そのため、所得税について、「確定申告書等作成コーナー」を利用する税理士は、相当数いることが予想され、当該コーナーから電子証明書等特別控除の申請を行う需要は多いと考える。

については、「確定申告書等作成コーナー」においても、税理士、納税者双方の電子署名が行えるよう機能改善をするべきである。

【添付書類の省略】

1．記載事項の記入方法を改善すること。

(1) 給与所得の源泉徴収票の記載事項

現在の給与所得の源泉徴収票の記載事項は、所得の内訳書に記載することと同程度であり、結果的に記載事項と内訳書へ同じ内容を二度入力することとなる。さらに、社会保険料控除額等の記載が不要のため、税務署から社会保険料控除の記載事項の提出を求められるケースがある。また、中途退職者等の住所変更、婚姻等による姓名変更等がある場合でも、記載事項には一切反映できない仕組みとなっている。

以上のことから、源泉徴収票のとおり入力する方が混乱はないと考える。

(2) 公的年金の源泉徴収票の記載事項

現在の公的年金の源泉徴収票の記載事項は、介護保険の金額が入力できない、別途、社会保険料等に係る控除証明書等に記載しなければならない等、使い勝手が悪い。また、来年以降、公的年金からの社会保険料の天引きも実施されることから、(1)同様、源泉徴収票のとおり入力する方が混乱は少ないと考える。実際のイメージに似せた画面を用意するよりも、シンプルかつ一つの画面で済ませる方が合理的である。

(3) 医療費の明細書

支払証明書の添付を省略する場合は「医療費に係る領収書等の記載事項」を利用することになっている。添付する場合「医療費の明細書」の作成が必要だが、添付する場合でも省略する場合でも、同じ様式とすべきである。ベンダーは紙と電子双方に対応するソフトを開発する必要があり、その結果、主な利用者である税理士も、二度手間となるケースが頻発している。電子申告の仕様（フィールド）と、書面による申告の仕様（記入欄）の差異をなくすべきである。

（４）所得の内訳書

書面では「所得の生ずる場所又は給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称」は1つの記載欄だが、電子申告では、「所得の生ずる場所又は給与などの支払者の住所・所在地」と「所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称」と別項目になっている。[医療費の明細書]等その他にも書面と電子申告で異なる部分がある。上記同様に電子申告の仕様（フィールド）と、書面による申告の仕様（記入欄）の差異をなくすべきである。

2. 別途送付書類を付けるか否かについて最終確認できる仕組みを作ること。

e-Tax ソフトの添付書類不要項目について、申告書入力だけでよいものと思い込み提出したところ、他に源泉徴収票の入力を自分で選択しなければならなかったことが判明し、後日持参するというケースが多くあった。

については、ミス防止のために別途送付書類を付けるか否かについて、送信前に確認できる仕組みを作るべきである。

【入力文字等】

1. 対応文字数及び入力可能文字数を増やすこと。

e-Tax と eLTAX における使用可能文字に差異がある、また、人名等に使う漢字で電子データに変換ができないケースがある。そのため、利用できる文字の仕様を e-Tax、eLTAX で統一したうえで、使用可能な文字を増やすべきである。

また、記入欄の文字数増加も必要である。紙ベースで申告書を提出していた際、多くの税理士は備考欄等に注記事項等を任意で記載し、可能な限り多くの情報を税務署に提供していたが、電子申告ではそれができない。そのため、こちらが伝えたい事項を伝えることができず、結果的に税務署から確認の連絡が入ることが多くなった。記入文字数の増加によって、税理士、税務署の双方にとって効率的な業務を行うことを可能とするはずである。

2. 法人税や所得税の電子申告のデータに納税者若しくは税理士からの伝言表記できる項目欄等を設けること。

電子申告において伝言項目欄がないことで非常に不便を感じている。

例えば、手書きの場合は期限内に2度目の提出をした場合、「訂正申告」といったコメントを付すことで、スムーズに取り扱われていたが、電子申告の場合は訂正申告のつもりで2回目を送信すると、税務署から「どちらが正規の申告ですか」と問い合わせが来ることがある。このことから、税務署においても、同じ申告書が二度送信されてきた場合に、単に誤ったものか若しくは訂正申告なのか判別に苦労していることが推察される。

実際に、自動振替の通知に訂正申告前の金額が記載されていること、振替通知に延納申請の記載漏れの訂正申告書が反映されていない等々の事象が起きている。これらは訂正申告の際に、コメントを付すことができれば起こり得なかったものと思われる。このままでは、電子申告の信頼性を揺るがすことにも繋がり、また、繁忙期の税務職員の業務に支障が生じるものと思われる。

については、電子申告に新たに帳票等を追加することにより、納税者、税理士が伝言を表記できる項目欄等を設けるべきである。

【受付サーバ、e-Tax ホームページ】

1 . e-Tax 受付システムの増強を行うこと。そのうえで、不具合が発生した場合は、即座に e-Tax ホームページに概略を発表すること。

平成 19 年度確定申告期において、「受信通知」がメールボックスに反映されるまでに時間を要する場合があった。更に、受信通知の遅れについて国税庁の公表が大幅に遅れたため、税理士会員からは「原因は自分にあるのか？」との照会が多数寄せられた。原因は、申告等データの送信集中であったことから、「税理士は送信が集中する時間帯を避けて送信願いたい。」との連絡を受けた。しかし、この時間帯は、一日のうちで最も業務が集中する時間帯であるため、多大な不便を感じたところである。

については、電子申告利用率 50%を目指すために、それに耐え得るシステム構築すべきである。平成 19 年度の利用率が約 17%であったが、その程度でパフォーマンスが低下するサーバでは安心して電子申告を行うことはできない。さらに、e-Tax システムに何らかの支障(故障とは言えないまでも通常のパフォーマンスに変化が見られた場合を含む。)が出た場合には、速やかにホームページ等で事実を発表することを徹底すべきである。

2 . 国税庁ホームページに一連の流れを記載したものとマニュアルを掲載すること。

昨年、e-Tax ホームページがリニューアルされ、掲載情報が増加したことから利便性が増した。

しかし、情報量が多いものの、求めている情報がどこに掲載されているかが分かりにくく、検索機能が不足していると感じる。例えば、「よくある質問(Q&A)」

内限定の検索サイトがあると非常に有効活用されることが期待できる。

また、電子申告に不慣れな利用者も多いことから、ホームページ上に一連の流れを記載したものとマニュアルを掲載すべきである。

【eLTAX】

1．全市町村が eLTAX に参加すること。

eLTAX の普及が進まない原因の一つに市町村レベルの参加がないことが挙げられる。利用者の立場からすると、法人の申告において国・都道府県・市町村に対し同時に電子申告ができなければ、電子化のメリットを享受できたという実感はない。

については、政令指定都市のみではなく、全国の市町村において eLTAX が利用できるよう早急に整備を図るべきである。

その際、電子政府の重要な特色として、距離を感じさせないことが挙げられていることから、離島や遠隔地対策が優先的に行われると、電子政府の効果を実感できるとともに広報効果も期待できるものと思われる。

2．国税・地方税の受付サーバを共通化すること。

現在、所得税を電子申告した場合、国側は市町村に対して当該データを紙にプリントして提供し、市町村側が再度データ入力しているものと予想される。サーバの共通化により、それらの作業が不要となれば、利用者のみならず行政側にとっても効率化が実現されるものと思われる。さらに、法人市民税のデータ共通化及び転送も可能になるものと思われる。

については、受付サーバを国税と共通化し、地方税データのみを都道府県・市町村へ転送する仕組みを早急に検討すべきである。

【その他】

1．受付時間を拡大すること。

確定申告期の 24 時間対応は非常に便利であった。現在は通常時間に戻ってしまったが、今後とも柔軟に利用可能時間の拡大を実施していくべきである。

具体的には、月末の土曜日、法定調書提出時期の土日の運用が行われれば、より効果的であると思われる。

2．ベンダーソフトにおいて作成する帳票の出力形式を XML や XBRL 形式とするよう 税務システム連絡協議会に対して要請すること。

税理士は、単一のベンダーソフトを利用するケースよりも、複数のベンダーソフトを使い分けているケースが多い。一方で、ベンダーはユーザーである税理士を自社システムのみ利用することを目的として、自社ソフトで作成したもののみを送信

できるシステムを開発しているのが現状である。

そのため、複数のベンダーソフトを利用している税理士が電子申告を行うには、必ず添付書類（勘定科目内訳書等）が発生し、別送する手間がかかり、結果的に電子申告を回避するケースが多発している。ベンダーの営業方針を否定するものではないが、これにより電子申告の普及が阻害されている側面もある。

利用者側からすれば、他者ソフト間でのファイルの互換性を持たせることが理想ではあるが、それが実現しないまでも、例えば、法人税の申告と概況書はA社のシステムから送信し、財務諸表と勘定科目内訳書はe-Taxに組み込んだものを送信可能なシステムとされることを望むものである。

については、e-Taxソフトにおいて全てのXMLやXBRL形式の帳票を自由に組み込み、送信できるシステムとするよう国税庁からベンダー各社に対して要請すべきである。

3．送信後のデータの利用目的及び電子申請等証明書の利用価値を高めること。

現在、電子申告を行った場合、送信後のデータそのものは電子申告以外に利用するケースは殆どない。また、平成19年度から開始された電子申請等証明書についても、まだ利用する機会は少ない。

については、これらのデータが電子申告以外にも利用されることを想定した改善を行うべきである。2次利用の機会が増加すれば、電子申告の利用促進に繋がるものと思われる。

4．エラーの際のメッセージが不親切でエラーの解決につながらないので、考えられる主な原因など、次の対処がしやすいメッセージを表示すること。

e-Taxソフトでは、電子署名時に初めてスキーマエラーが表示されるが、エラーメッセージの意味がわからず、また、間違っている箇所も表示されないことから非常に使い勝手が悪い。

自身で申告を行おうとする納税者はもとより、ベンダーソフトを使用しない税理士にとって、e-Taxソフトは唯一の電子申告ツールである。現状のエラー内容の詳細が非表示であることは大きな障害になっている。

については、スキーマチェックを電子署名時ではなくデータ作成終了時に実施すべきである。そのうえで、エラーが発見された場合には、色をつける等、エラー箇所が分かるような工夫をすべきである。

さらに、即時通知後、受信通知がエラーの場合は、封筒マークや文字の色を変えたり、アドレスが登録されていればメールで通知する等の対応も必要である。

以上